

総合評価落札方式による一般競争入札説明書

入札に参加する者は、この総合評価落札方式による一般競争入札説明書(様式4-1)(以下「入札説明書」という。)のほか、入札公告、及び入札心得(様式3)の内容を遵守するとともに、契約書(案)(様式9)、及び患者等給食業務委託業務仕様書(様式11)(以下「仕様書」という。)、その他契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければならない。

1 入札に付する事項

(1) 業務内容

大阪はびきの医療センターの患者等給食業務

(2) 仕様等

入札説明書、及び仕様書による。

(3) 履行期間と更新

ア 履行期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年とする。

イ 契約日から令和8年3月31日までは、引継ぎ及び準備期間とし、その間に発生する経費については全て受注者の負担とする。

ウ 本契約は発注者又は受注者から契約期間満了の90日前までに文書にて協議の申入れがなければ、1年ごとに更新されるものとする。更新は最大2回までとする。なお、更新においては、発注者は事前に受注者の業務履行状況を検証し、可否を判断することとする。

エ 上記ウの申入れについては、発注者及び受注者双方にて速やかに協議し、更新の可否を決定する。協議が整わなかった場合、発注者又は受注者は契約期間満了をもって本契約を終了することができる。

オ 上記エにより本契約を終了する場合は、発注者及び受注者双方は次の契約に関する準備を行うため、本契約を終了することが決定した時点から、6カ月から9カ月(本契約期間を含む)の間で契約期間を延長する。なお、延長期間については協議の上、決定する。

カ 受注者は契約期間内に本業務を次の受注者へ円滑に引き継ぐものとする。

キ 受注者は、発注者又は次の受注者が求めた場合、必要な資料・情報を速やかに提供するものとする。

ク 発注者による監査、行政機関等による指導・監査に誠実に協力すること。

(4) 履行場所

大阪府羽曳野市はびきの三丁目7番1号

大阪はびきの医療センターの指定する場所

(5) 入札手続

本入札において、「総合評価落札方式による一般競争入札参加資格審査申請書」(様式1-1)と添付資料(様式1-2、1-3、1-4)(以下「申請書類」という。)を提出することとする。申請書類は、持参することを原則とする(様式1-3については、1-2に係る契約書の写しが提出できる場合は不要、また、様式1-4については、今年度の大阪府入札参加資格者と相違(内部委任)がある場合のみ必要。)

2 入札制度と予定価格

本件入札は、総合評価落札方式による一般競争入札制度を導入し実施する。また、本件は予定価格を公表して行う。

予定価格は以下の通りとする。

管理費：年間 169,000,000円

食材費：1食あたり 330円（朝食、昼食、夕食の平均）

※ 上記はいずれも、消費税、及び地方消費税を除く

3 入札に参加する者に必要な資格

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により、なお、従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者。

ウ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者。

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者。

オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者。

カ 破産手続開始の決定を受けて、復権を得ない者。

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者。

ク 契約事務取扱規程第3条第4項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府立病院機構入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者、及び同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）、またはその者を代理人、支配人その他の使用人、もしくは入札代理人として使用する者。

(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項、または第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者、または申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項、または第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者、または申立てをなされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者、その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(3) 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。

(4) 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

(5) 消費税、及び地方消費税を完納していること。

(6) 医療法施行規則第9条の15各号に掲げる基準に適合していること。

(7) 大阪はびきの医療センターを除く病床数400床以上の医療機関において給食業務の委託契約を締結し、令和5年4月1日からこの公告の日までの間に、1年以上、誠実に履行した実績を有していること。

(8) この公告の日から開札の日までの期間において、次のアからウまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 大阪府立病院機構入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受け、その措置期間中の者、または同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者（同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）。

イ 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和2年大阪府規則第61号）第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者、または同規則第3条第1項各号のいずれかに該当したと認められる者。

ウ 大阪府、または地方独立行政法人大阪府立病院機構との契約において、入札談合等（入札談合等関与行為の排除、及び防止、並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第2条第4項に規定する入札談合等をいう。）の不正行為があったとして損害賠償請求を受けている者。ただし、参加資格確認申請書の提出日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。

(9) 令和7・8・9年度大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿中「病院給食（種目コード127）」に登録されている者であること。なお、その登録をされていない者で、本件入札に参加を希望する者は、次により資格審査を申請することができる。

ア 資格審査に関する問い合わせ先

〒540-8570 大阪府中央区大手前二丁目

(TEL(06)6944-6644)

大阪府総務部契約局総務委託物品課総務・資格審査グループ

イ 申請の方法

大阪府電子契約システム

(<https://eawww.e-nyusatsu.pref.osaka.jp/portal/index>) において、必要な事項を入力し、送信する。

ウ 登録期限

下記7(1)の入札の日時の前日までに入札参加希望者が大阪府入札参加者名簿登録者であることを証明できること。

詳細は、イの大阪府電子契約システムの説明による。

4 入札参加資格審査の手続

この総合評価落札方式による一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格の有無の審査を受けるため、4(3)ウに掲げる申請書類を4(3)アの期限までに提出し、確認を受けなければならない。なお、期限までに申請書類を提出しなかった者、及び入札参加資格があると認められなかった者は、この入札に参加することができない。

(1) 交付期間

令和7年12月24日（水）午前10時から令和8年1月14日（水）午後5時まで

ただし、土曜日、日曜日、祝日、及び年末年始（12月29日から12月31日、1月2日）を除く、午前10時から正午まで、及び午後1時から午後5時までとする。

(2) 交付方法

大阪はびきの医療センターのホームページより交付する。

ホームページURL：<https://www.ra.opho.jp/news/news-26436/>

なお、ホームページによるダウンロードが困難な場合は、大阪はびきの医療センター事務局新病院整備グループにて交付する。この場合の交付期間は上記4(1)と同様とする。ただし、土曜日、日曜日、祝日、及び年末年始（12月29日から12月31日、1月2日）を除く、午前10時から正午まで、及び午後1時から午後5時までとする。

(3) 申請書類の提出期間、提出場所、及び提出書類等

ア 提出期間

上記4(1)と同様とする。ただし、土曜日、日曜日、祝日、及び年末年始（12月29日から12月31日、1月2日）を除く、午前10時から正午まで、及び午後1時から午後5時までに提出すること。

イ 提出場所

大阪府羽曳野市はびきの3丁目7番1号

(TEL(072)957-2121 内線 5365)

大阪はびきの医療センター事務局新病院整備グループ

ウ 提出書類

(ア) 「総合評価落札方式による一般競争入札参加資格審査申請書」(様式1-1)

(イ) 3(7)に係る「契約(取引)実績調書」(様式1-2)

(ウ) 上記(イ)に係る契約書の写し、または「契約(取引)実績に係る証明書」(様式1-3)

(エ) 「委任状」(様式1-4)

※ 今年度の大阪府入札参加資格者と相違(内部委任)がある場合のみ必要

(オ) 返信用レターパックプラス(「入札参加資格審査結果通知書」郵送用)

※ 返信先住所、及び氏名を記載すること

(4) 提出方法

提出書類は、持参することを原則とする。

(5) その他

申請書類の作成費用は提出者の負担とし、提出された申請書類は返却しない。

5 入札参加資格の結果について

(1) 入札参加資格審査の結果は、令和8年1月14日(水)までに、申請者に対して「入札参加資格審査結果通知書」(以下「結果通知書」という。)を順次通知する。

(2) この資格の有効期限は、資格を付与された日から、この入札により契約者が決定される日までとする。

(3) 参加の辞退について

同条(1)の結果通知書の交付後に参加を辞退する場合は、参加辞退届(様式8)を提出すること。

6 入札に関する質問と回答

仕様内容に関する質疑応答は、次のとおりとする。

(1) 質疑受付期間

令和7年12月24日(水)午前10時から令和8年1月6日(火)午後5時まで

(2) 質疑の方法

「質問書」(様式2)を添付した電子メールにより、以下の質問提出先まで提出すること。

質問の提出先：大阪はびきの医療センター事務局新病院整備グループ

電子メールアドレス：kyuushoku@ra.opho.jp

(3) 質疑の回答日

令和8年1月8日(木)

(4) 応答の方法

回答は質問のあった場合のみ、電子メールで入札参加資格を有する者全員に通知する。

ただし、令和8年1月8日(木)から同年1月14日(水)の期間に上記5(1)の通知を受ける者については、その際に併せて通知する。

7 入札の日時、及び場所

(1) 日時

令和8年1月15日(木) 午前11時

(2) 場所

大阪府羽曳野市はびきの三丁目7番1号

大阪はびきの医療センター3階中会議室

8 入札方法

(1) 本件入札は、総合評価落札方式による一般競争入札により行うので、入札者は入札説明書に基づき入札書(様式6)と提案書(自由様式)を提出して入札する。

(2) 提案書の用紙はA4サイズとし、40ページ(表紙を含む)以内とする。

(3) 提案書には結果通知書に記載された提案書番号を記載し、入札者名又は入札者が類推できるロゴ、文言等を記載しないこと。

(4) 入札参加資格者は、一般競争入札心得(様式3)を遵守の上、所定の入札書により入札を行うこと。

(5) 入札書、及び提案書は持参することを原則とする。

(6) 入札に際し、代表者、または受任者に代わり他の者が入札を行う場合は、代表者、または受任者からの委任状(様式7)を持参し、提出すること。

(7) なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額が予定価格の範囲内であることが条件となるので、入札者は、消費税、及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 落札者の決定方法

入札書に記載された入札価格(管理費、及び食材費)が予定価格の制限の範囲内である者のうち、同条「(1) 配点」にある総合評価点が最も高い入札者を落札の候補者とし、総合評価点が2番目に高い入札者を補欠の候補者とする。総合評価点と同値の入札者が複数存在した場合は、同条「(1) 配点」の価格(管理費、及び食材費)に関する評価点が高い入札者を落札の候補者とする。さらに、同条「(1) 配点」の価格の評価点も同値の入札者が複数存在した場合は、くじによって落札者の候補者を決定する。

(1) 配点

落札者の決定は、価格に関する評価点（以下「価格評価点」という。）、及び価格以外に関する提案書に基づく評価点（以下「技術評価点」という。）の合計を総合評価点として評価を行い、価格評価点として50点を、技術評価点として50点を配点する（合計100点）。技術評価点が35点未満の場合は不適格とする（応札が1社のみの場合、技術評価点が35点以上であれば、落札候補者とする。）。

(2) 評価基準

「患者等給食業務委託事業者選定評価基準」（様式4-2）に基づき点数化する。

(3) 入札結果の公表

結果（落札者決定）の公表は、令和8年1月19日（月）に大阪はびきの医療センターホームページにて行う。

ホームページURL：<https://www.ra.opho.jp/news/news-26436/>

(4) その他

提出された書類等において、業務の履行内容その他について、大阪はびきの医療センターが必要と認めた事項については、記載内容の聞き取り、証明書類等の提出を求めることがある。当該請求に応じないときは、入札を無効とする。

10 入札保証金

入札保証金は、契約事務取扱規程第7条の規定に該当する場合は免除する。

11 入札の無効

入札に参加する資格のない者、及び虚偽の申請を行った者による入札、並びに入札心得、及び入札説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した者による入札は、無効とする。

なお、大阪はびきの医療センターにより入札参加資格を有するものと認められた者であっても、入札時点において「3 入札に参加する者に必要な資格」に掲げる入札参加資格を満たさない者による入札は、無効とする。

また、「9 落札者の決定方法 (4)その他」に掲げる請求に応じない場合も無効とする。

12 契約書等に関する事項

(1) 契約書を作成する。

(2) 落札者が、落札決定の日から契約締結の日までの期間において次のうち(ア)に該当した者とは契約せず、(イ)、または(ウ)に該当した者とは契約を締結しないことがある。

ア 暴力団排除措置規則第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者、または同規則第3条第1項各号のいずれかに該当したと認められる場合。

イ 大阪府立病院機構入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間中の者、または同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる場合。

ウ 大阪府、または地方独立行政法人大阪府立病院機構との契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けた場合。

- (3) (2)アからウまでにより、契約を締結しなくても、大阪はびきの医療センターは一切の責めを負わないものとする。
- (4) 落札者が契約を締結しないとき、または(2)アからウまでにより大阪はびきの医療センターが契約を締結しないときは、契約予定金額の 100 分の 2 に相当する額を大阪はびきの医療センターに支払わなければならない。
- (5) この契約締結に関して必要な一切の費用は、落札者の負担とする。

13 契約保証金

- (1) 落札者は、地方独立行政法人大阪府立病院機構会計規程第 44 条の規定により契約金額の 100 分の 5 以上の契約保証金を納付しなければならない。
 - ア 納付期日
契約締結の日
 - イ 納付場所
大阪府羽曳野市はびきの 3 丁目 7 番 1 号
(TEL(072)957-2121 内線 5365)
大阪はびきの医療センター事務局新病院整備グループ
- (2) 上記にかかわらず、契約事務取扱規程第 26 条第 1 項第 1 号、または第 3 号に該当するときは、契約保証金の全額、または一部を免除する。(様式 10 を提出すること。)

14 誓約書の提出の確認

落札者は、大阪府立病院機構発注工事等に係る暴力団排除等手続要領に規定する暴力団、または暴力団密接関係者でない旨の誓約書を、落札決定後速やかに提出しなければならない。なお、誓約書を提出しないときは契約を締結しない。また、誓約書を提出しない入札参加資格者に対し、入札参加停止等の措置を行う。(様式 12 を提出すること。)

15 問合せ先

〒583-8588 大阪府羽曳野市はびきの 3 丁目 7 番 1 号
(TEL(072)957-2121 内線 5365)
大阪はびきの医療センター事務局新病院整備グループ